

## あいち電子自治体推進協議会会則の一部改正について

### 1 内容

- (1) 市町村合併に伴い、現在の地域ブロックにおける団体数に偏りが生じていることから、あいち電子自治体推進協議会会則別表について、西三河ブロックの区域と豊田加茂ブロックの区域を統合し「西三河ブロック」、新城設楽ブロックの区域と東三河ブロックの区域を統合し「東三河ブロック」とし、地域ブロックを現在の7ブロックから5ブロックとする所要の改正を行う。
- (2) 愛知県の組織改正に伴い、あいち電子自治体推進協議会会則第2条について所要の改正を行う。

### 2 施行期日

平成27年4月1日

新旧対照表

改正案	現行
<p>(事務所)</p> <p>第2条 本協議会は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県振興部情報企画課内）に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 本協議会は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県<u>地域</u>振興部情報企画課内）に置く。</p>
<p>別表</p> <p>(地域ブロック)</p> <p>尾張 海部 知多 西三河 東三河</p>	<p>別表</p> <p>(地域ブロック)</p> <p>尾張 海部 知多 西三河 <u>豊田加茂</u> <u>新城設楽</u> 東三河</p>